

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
担当理事 宮城 政剛



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う母子保健医療対策総合支援事業(令和 4 年度第二次補正予算分)の国庫補助の取扱いについて

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う母子保健医療対策総合支援事業(令和 4 年度第二次補正予算分)の国庫補助の取扱いについて」が届きましたのでご案内申し上げます。
また、関係文書は当会ホームページ(新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報)に掲載しております。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 283 号
令和 5 年 5 月 18 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 徳永義光

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う母子保健医療対策総合支援事業(令和 4 年度第二次補正予算分)の国庫補助の取扱いについて

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。
本件は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う母子保健医療対策総合支援事業(令和 4 年度第二次補正予算分)の国庫補助の取扱いについての通知となっております。
主な内容は下記のとおりとなっております。
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業」及び「幼児健康診査個別実施支援事業」の国庫補助の対象時期は、令和 5 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
- 産後ケア事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業」の国庫補助については、令和 5 年度末まで対象とする予定
- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う母子保健医療対策総合支援事業(令和 4 年度第二次補正予算分)の国庫補助の取扱いについて
(令和 5 年 5 月 9 日 (日医発第 315 号)(健Ⅱ))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課:赤嶺
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp



日医発第 315 号(健Ⅱ)
令和 5 年 5 月 9 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

釜 菴 敏

渡 辺 弘 司

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う
母子保健医療対策総合支援事業（令和 4 年度第二次補正予算分）の
国庫補助の取扱いについて

今般、こども家庭庁成育局より各都道府県等母子保健主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本件は、母子保健医療対策総合支援事業の国庫補助の取扱いについて示すものであり、主な内容は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- ・「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業」及び「幼児健康診査個別実施支援事業」の国庫補助の対象時期は、令和 5 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
- ・「産後ケア事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業」の国庫補助については、令和 5 年度末まで対象とする予定

事務連絡
令和5年5月2日

公益社団法人 日本医師会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う
母子保健医療対策総合支援事業（令和4年度第二次補正予算分）の
国庫補助の取扱いについて（情報提供）

平素より、母子保健行政に格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、地方自治体宛に別紙「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う母子保健医療対策総合支援事業（令和4年度第二次補正予算分）の国庫補助の取扱いについて」（令和5年5月2日付事務連絡）を発出しましたので、情報提供いたします。

貴団体におかれましては、内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知いただけますよう御配慮をお願い申し上げます。

事務連絡

令和5年5月2日

各

都道府県
市町村
特別区

 母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う
母子保健医療対策総合支援事業（令和4年度第二次補正予算分）の
国庫補助の取扱いについて

平素より、母子保健行政に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する妊婦等への支援については、「母子保健医療対策総合支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」（「母子保健医療対策総合支援事業（令和4年度第二次補正予算分）の実施について」（令和5年2月14日付厚生労働省こども家庭局長通知）の別紙）に基づき、各都道府県等において、「産後ケア事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業」、「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業」及び「幼児健康診査個別実施支援事業」を実施していただいているところです。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置付けの変更に伴い、新型コロナウイルス感染症が疑われる者に対する検査の自己負担分の公費支援については終了することとされています。また、母子保健法第12条第1項に定める健康診査の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う各種健診等における対応について」（令和5年4月27日付厚生労働省医政局歯科保健課長等連名通知）で示したとおりです。

こうした状況を踏まえ、「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業」及び「幼児健康診査個別実施支援事業」の令和5年度の実施に要する経費の国庫補助については、下記の取扱いとしたため、ご了知いただきますようお願い申し上げます。

なお、「産後ケア事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業」の令和5年度の実施に要する経費の国庫補助については、令和5年度末まで対象とする予定であるため、念のため申し添えます。

記

1 国庫補助の対象の時期について

「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業」及び「幼児健康診査個別実施支援事業」の令和5年度の実施に要する経費の国庫補助の対象は、各都道府県等における事業の実施に係る医療機関等との契約状況等を踏まえ、以下に定める時期までとする。ただし、各都道府県等の判断により、この時期の前に事業を完了することも差し支えない。

(国庫補助の対象の時期)

不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業	令和5年4月1日から9月30日まで
幼児健康診査個別実施支援事業	

2 令和5年度への繰越分に係る交付要綱の発出について

令和5年度への繰越分に係る交付要綱については、こども家庭庁における内部決裁を行った上、後日正式に発出する予定であるため、念のため申し添える。